

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画 (2021～2030 年度) について

- 1 2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移
- 2 直近の温室効果ガス排出量の推計
- 3 今後の取組方針

1 2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移

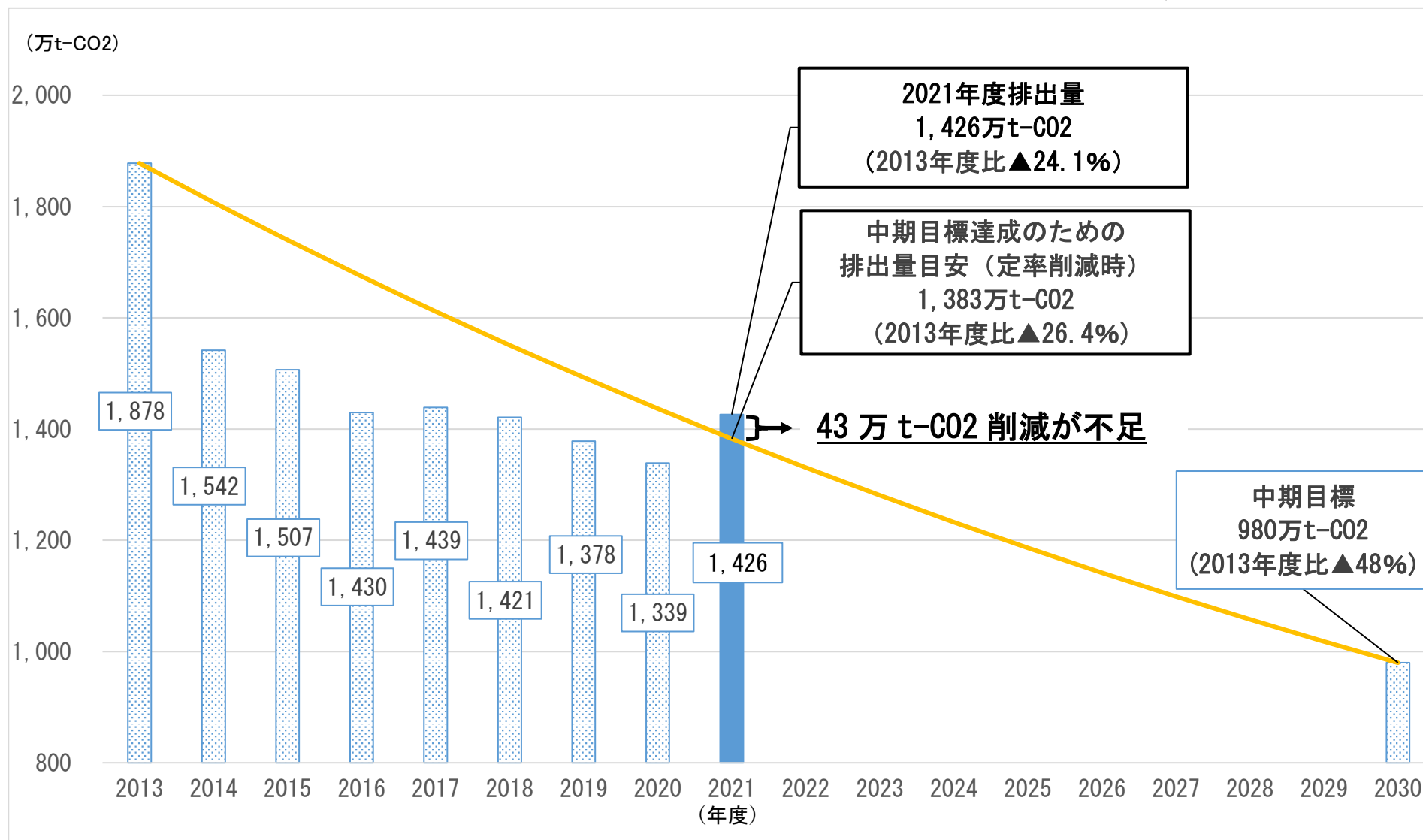
・ 2030 年度削減目標に対し、2021 年度時点で**約 5 割の進捗**（森林吸収量を含む） ※含まない場合は約 4 割

年度 (万 t-CO ₂)	2013 排出量 (基準年度) ①	2014 排出量	2015 排出量	2016 排出量	2017 排出量	2018 排出量	2019 排出量	2020 排出量	2021		2030 (目標年度)		2021 実績 2030 比 進捗率 ③/④×100
									排出量 (最新) ②	2013 比 削減率 ③= ((②/①) -1) ×100	排出量	削減率 ④	
産業	577	506	491	499	513	501	478	477	487	▲15.6%	422	▲27%	57.8%
業務	364	333	434	289	256	265	272	240	273	▲25.0%	99	▲73%	34.2%
家庭	322	320	307	303	295	268	257	251	247	▲23.3%	154	▲52%	44.8%
運輸	344	332	335	331	331	322	317	291	297	▲13.7%	256	▲26%	52.7%
工業 プロセス	105	103	100	101	108	110	107	100	89	▲15.2%	94	▲11%	138.2%
廃棄物	63	63	65	32	32	32	33	32	32	▲49.2%	26	▲59%	83.4%
その他ガス	101	102	105	105	107	110	113	115	117	14.9%	61	▲40%	▲37.3%
排出計 (A)	1,878	1,759	1,838	1,659	1,642	1,608	1,576	1,507	1,542	▲17.9%	1,112	▲41%	43.7%
吸収量 (B) ※	—	217	331	229	204	187	198	168	116	—	132	—	—
合計 (A-B)	1,878	1,542	1,507	1,430	1,439	1,421	1,378	1,339	1,426	▲24.1%	980	▲48%	50.2%

※森林吸収量は、国有林を含む県内森林の合計から算定することとし、過去に遡り、林野庁から提供される京都議定書に基づく森林吸収量とした。

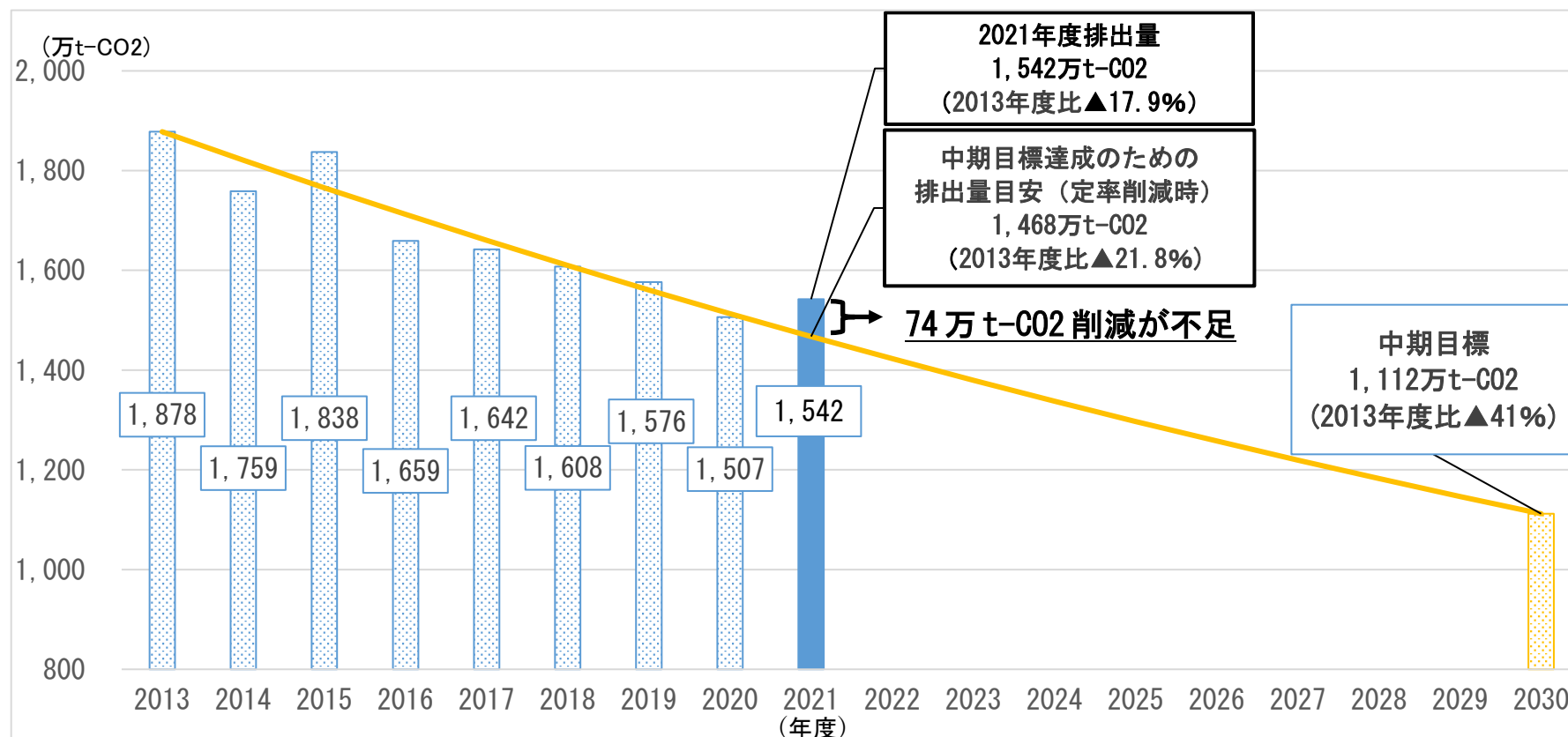
※国と同様に 2013 年度（基準年度）は吸収量を含まず、2014 年度以降は吸収量を含む。

■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移



※国と同様に 2013 年度（基準年度）は吸収量を含まず、2014 年度以降は吸収量を含む。

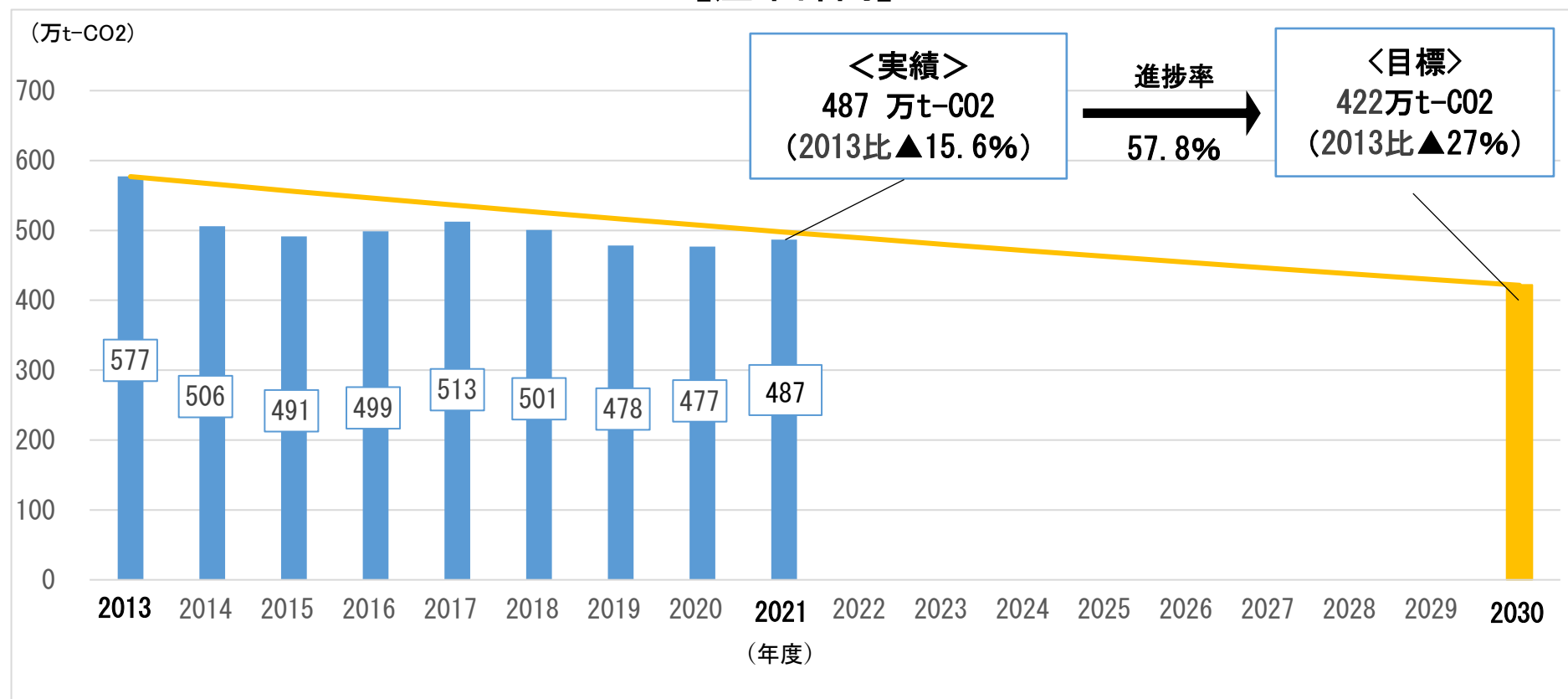
■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移 【森林吸収量を含まない排出量】



[傾向]・2013 年度と比べ温室効果ガス排出量は減少しているが、目標達成に向けては削減量が不足
 [要因等]・エネルギー消費量の減少（2013 年度:188,824 →2021 年度:161,322 TJ）、再生可能エネルギー量の増加
 （FIT*対象設備 2013 年度:2,374 →2021 年度:9,730 TJ）及び電力排出係数の減少（2013 年度:0.513
 → 2021 年度:0.449 kg-CO₂/kWh）により排出量は減少 ※固定価格買取制度

*2021 年度の対前年度比排出量は、主に電力排出係数の増（2020 年度:0.406 →2021 年度:0.449 kg-CO₂/kWh）及びコロナ禍からの経済回復の影響により増加

■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移 【産業部門】

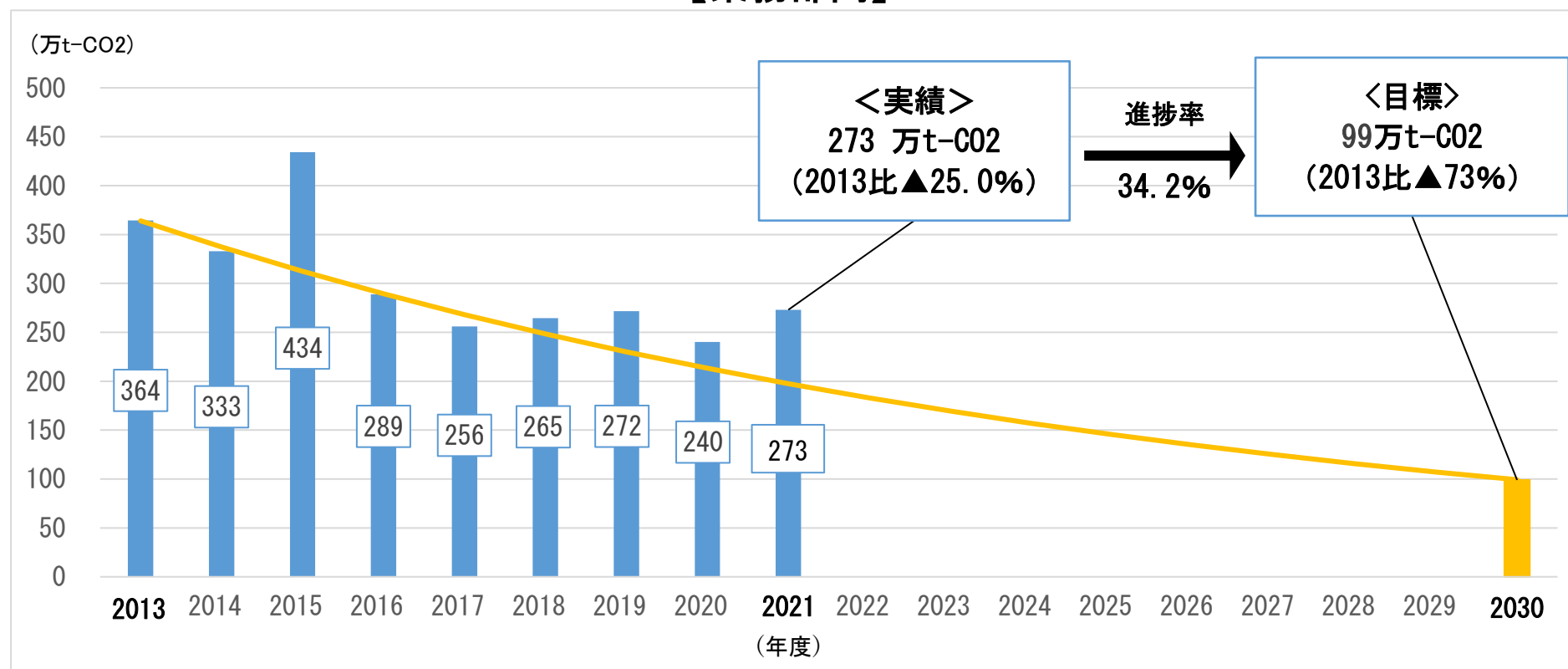


[傾向]・2013 年度と比べ温室効果ガス排出量は減少傾向

[要因等]・産業部門の製造品出荷額は増加（2013 年度:509 →2021 年度:612 百億円）しているが、出荷額当たりのエネルギー消費量は減少（2013 年度:19.8 →2021 年度:15.2 MJ/百万円）しており、省エネ対策が進んでいると考えられる

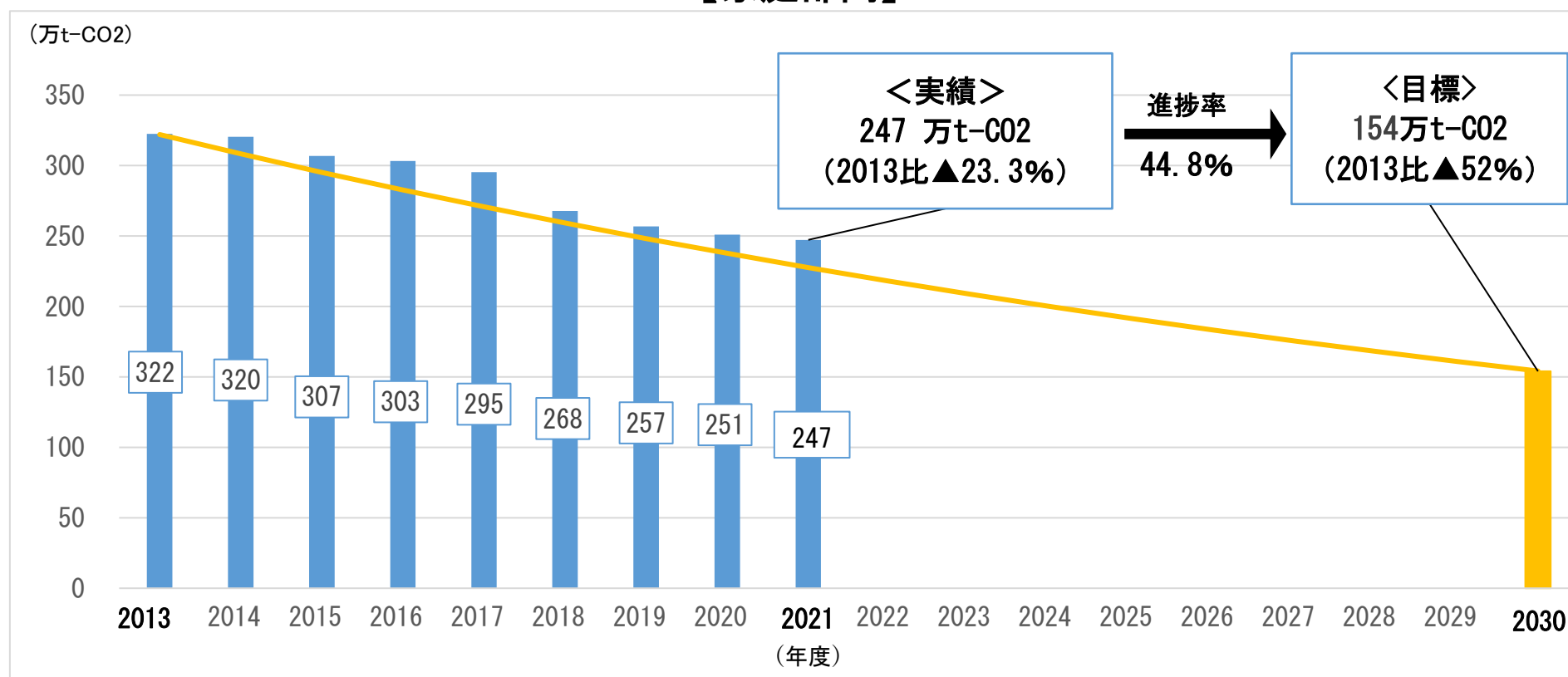
*2021 年度の対前年度比排出量は、産業部門の排出量上位にある「鉄鋼・非鉄・金属製品製造業」の製造品出荷額が増加（2020 年度:78.3 →2021 年度:86.0 百億円）に転じ、排出量も増加したことから増加

■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移 【業務部門】



- [傾向] ・ 2013 年度と比べ温室効果ガス排出量は減少しているが、目標達成に向けては削減量が不足
- [要因等] ・ 2021 年度の対前年度比排出量は、コロナ禍からの人流の回復により「卸売業・小売業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」が特に増加したことや、エネルギー消費量の約 5 割を占める電力の排出係数が増加（2020 年度:0.406 →2021 年度:0.449 kg-CO₂/kWh）したことにより、増加したと考えられる
- ・ 産業部門では、発注者が排出量削減を求める動きが進んでいる一方、業務部門では、こうした動きが少ないことも削減が停滞している一因と考えられる

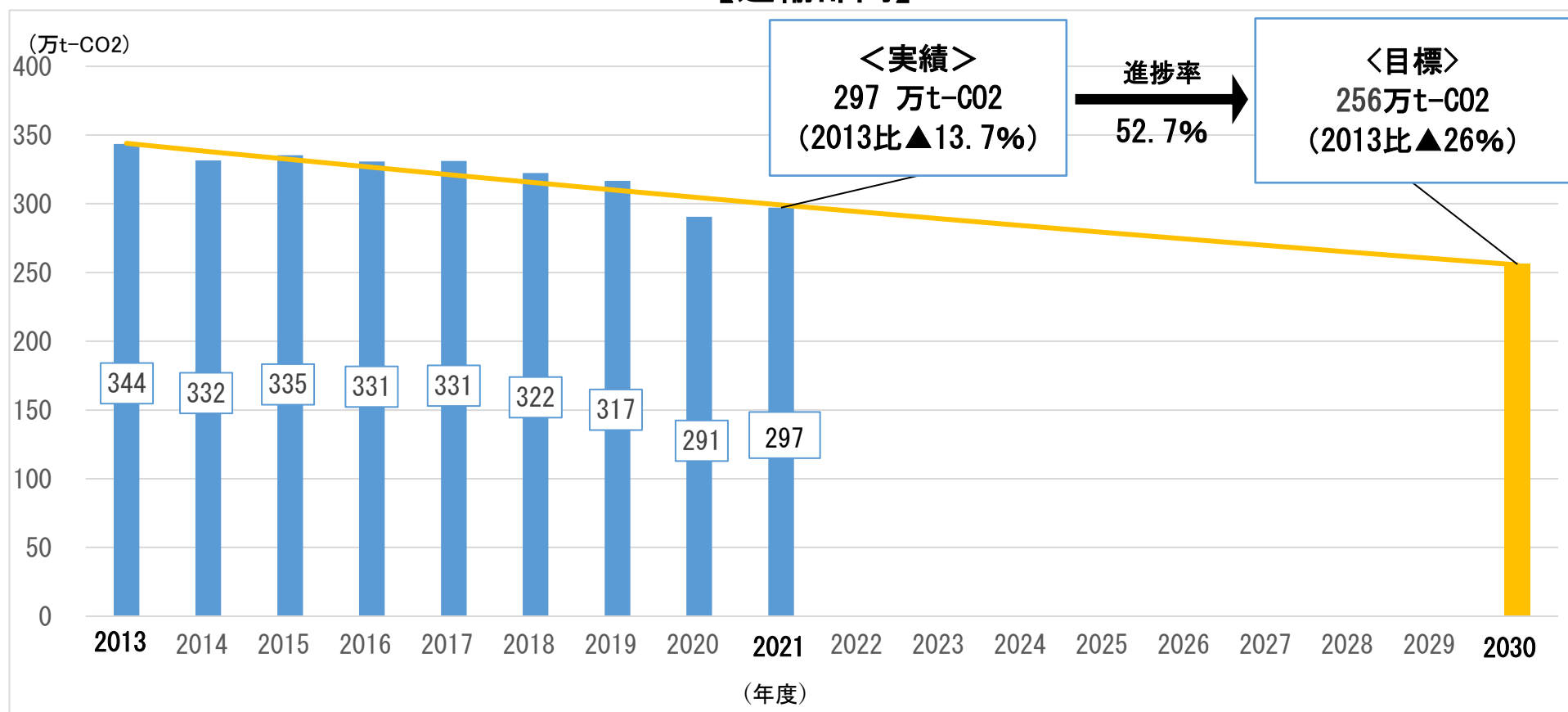
■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移 【家庭部門】



[傾向]・2013 年度と比べ温室効果ガス排出量は減少傾向であるが、目標達成に向けては削減量が不足

[要因等]・化石燃料から電力への切替（化石燃料の消費量 2013 年度:15,783→2021 年度:10,347 TJ）や設備更新に伴う空調・給湯器の高効率化、再生可能エネルギー量の増（FIT 対象太陽光発電設備 10kw 未満 2013 年度:726 →2021 年度:1,382 TJ）により、1 人あたり CO₂ 排出量は減少（2013 年度:1,571 →2021 年度:1,261 kg-CO₂）
・一方、各年度とも目標削減量に達成していないことから、温暖化について危機感を持ち、消費エネルギーの削減に向けてより積極的に取り組む必要がある

■2013～2021 年度（平成 25～令和 3 年度）までの温室効果ガス排出量の推移 【運輸部門】



[傾向]・2013 年度と比べ温室効果ガス排出量は減少傾向

[要因等]・E V 等次世代自動車の普及 (2014 年度:8.4 → 2021 年度:19.1%)、燃費の向上 (2013 年度:21.3 → 2021 年度:23.1km/L) により、排出量の約 6 割を占めるガソリン車（自家用車を含む）の排出量が減少 ※2013 年度比の車両別排出削減割合（ガソリン車：▲19.5%、軽油車：▲0.9%、鉄道：▲8.3%）

*2021 年度排出量は、行動制限の緩和により外出が増えたため、前年度より増加したと考えられる

2 直近の温室効果ガス排出量の推計

(1) 推計方法

○温室効果ガス排出量は、国が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」等を用いて各都道府県が算定しており、最新の実績値は 2021 年度

○一方で、国・民間団体からエネルギーに関する 2023 年度までの各統計が公表されており、排出量の約 8 割を占めるエネルギー起源 CO2※は推計することが可能

※エネルギー起源 CO2＝産業部門、業務部門、家庭部門及び運輸部門から排出される CO2

最新のトレンドを把握するため、それらの統計を用いて 2022・2023 年度エネルギー起源 CO2 の排出量（4 部門の排出量相当）を推計

【推計する温室効果ガス排出量】

産業部門、業務部門、家庭部門及び運輸部門

【用いる統計】

- ・電 気：電力調査統計（資源エネルギー庁）
- ・石 油 ガ ス：L P ガス都道府県別販売量（日本 L P ガス協会）
- ・軽質油製品：都道府県別石油製品販売総括（石油連盟広報室）
(ガソリン・灯油・軽油)

※統計のない石炭、都市ガス等は 2016～2021 年度までの実績値の平均値を使用

※電力排出係数は中部電力ミライズ株式会社を使用

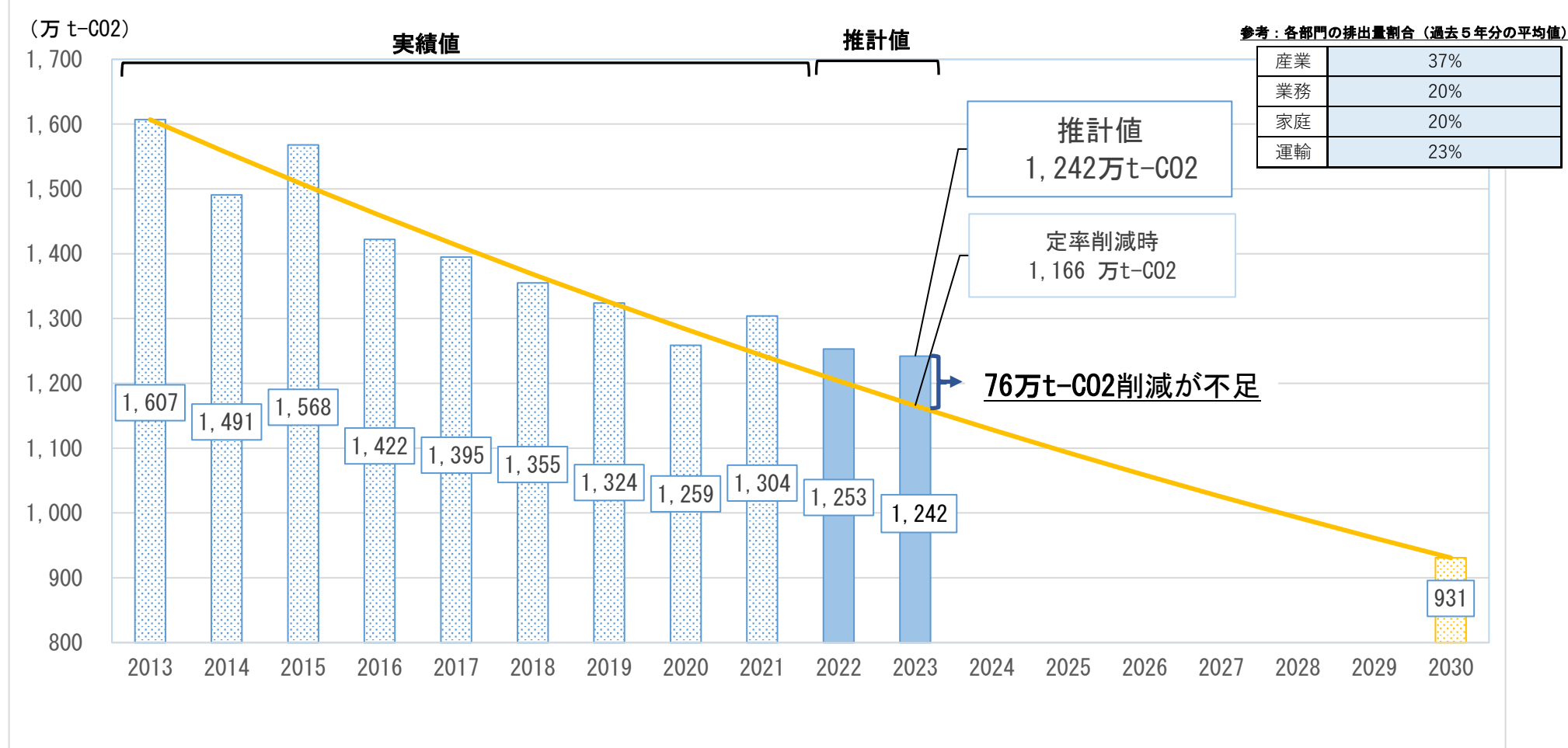
(2) 推計結果（産業、業務、家庭及び運輸部門の排出量）

○2023年度における温室効果ガス排出量の推計の結果は1,242万t-CO₂

○2030年度目標の達成に向けた、2023年度排出量の目安※1,166万t-CO₂から、**76万t-CO₂超過**

○76万t-CO₂は約2年分の削減量に相当（2年の遅れ）

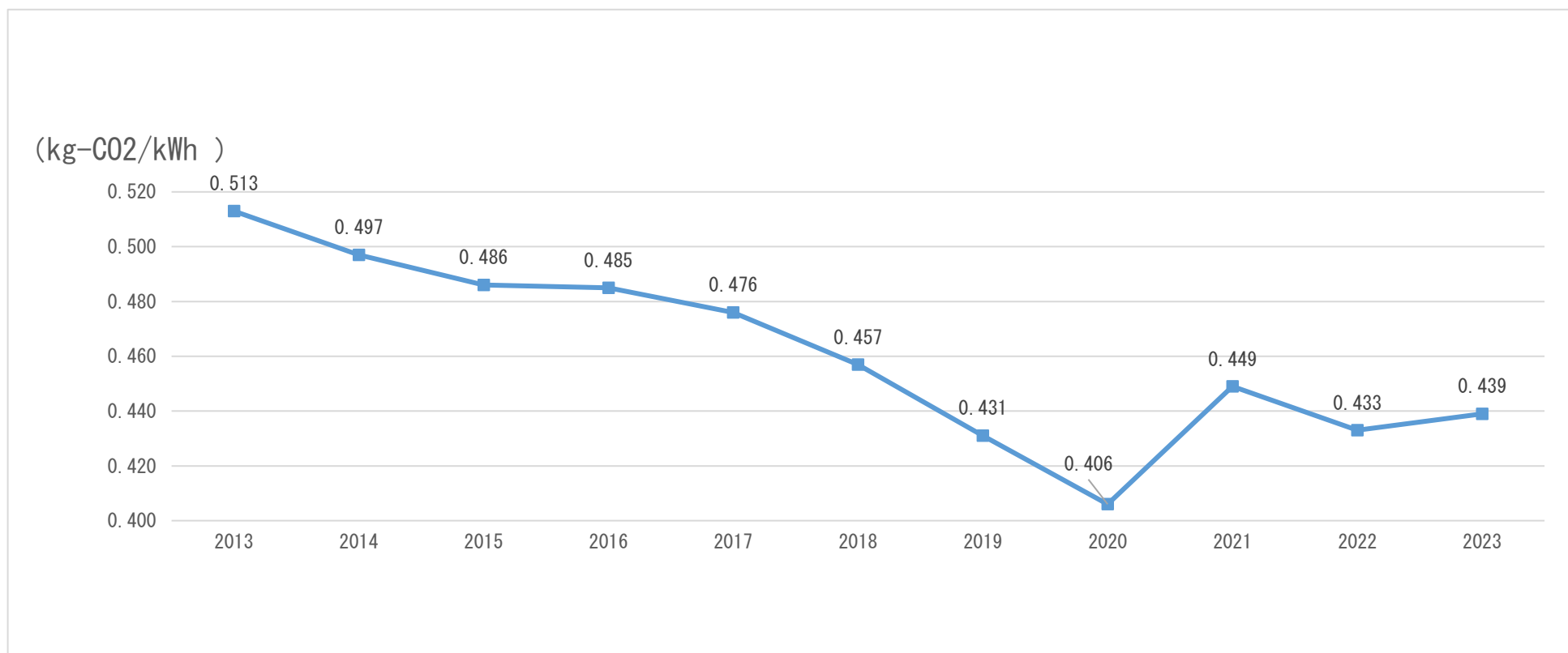
※定率削減（対前年度▲3.2%）で推移した場合の目安



【参考データ】 電力排出係数※(中部電力ミライズ株式会社) の推移

※電気を作るためにどれだけの二酸化炭素を排出したかを示す数値

	単位	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
電力排出係数	kg-CO ₂ /kWh	0.513	0.497	0.486	0.485	0.476	0.457	0.431	0.406	0.449	0.433	0.439
	(前年度比)	-	(▲3.1%)	(▲2.2%)	(▲0.2%)	(▲1.9%)	(▲4.0%)	(▲5.7%)	(▲5.8%)	(+10.6%)	(▲3.6%)	(+1.4%)



岐阜県 温室効果ガス排出削減計画等 評価制度について



令和7年2月
岐阜県環境生活部
脱炭素社会推進課

評価制度に関する県条例・県計画での位置付け（参考）

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（抜粋）

（事業活動環境配慮指針）

第十一条 知事は、事業者がその事業活動に伴う温室効果ガスの排出を効果的に抑制するために必要な事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 知事は、事業活動環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表するものとする。（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

第十三条 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定める者（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。この場合において、温室効果ガス排出削減計画書の作成は、事業活動環境配慮指針に基づいて行うものとする。

一～四 略

2 特定事業者以外の事業者（以下「中小排出事業者」という。）は、前項の規定の例により、温室効果ガス排出削減計画書を作成し、知事に提出するよう努めるものとする。

3 略

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第十四条 前条第一項又は第二項の規定により温室効果ガス排出削減計画書を提出した事業者は、＜～中略～＞措置の実施状況を記載した報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画実績報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（温室効果ガス排出削減計画書等の公表及び評価）

第十五条 知事は、第十三条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出があったときは、速やかにその概要を公表するとともに、その内容について評価を行うものとする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。（顕彰）

第四十二条 知事は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を積極的に行う事業者、県民及び民間団体の顕彰を行うものとする。（指導及び助言）

第四十三条 知事は、事業者、県民及び観光旅行者等が、この条例に基づく地球温暖化対策及び気候変動適応に関する取組を行う場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（抜粋）

（温室効果ガス排出削減計画書の作成等）

第六条 条例第十三条第一項（同条第二項においてその例による場合を含む。）の温室効果ガス排出削減計画書は、当該計画書を提出する日の属する年度から三箇年度（以下「削減計画期間」という。）を対象とし、事業所（前条第二号及び第三号に掲げる者にあつては、事業者）ごとに、別記第一号様式により作成し、削減計画期間の初年度の七月末日までに提出するものとする。

2 条例第十三条第一項第四号の規則で定める事項は、次に掲げる事項（第一号に掲げる事項については、特定事業者が前条第一号及び第四号に掲げる者である場合に限る。）とする。

一 事業所の名称及び所在地
二 事業所において行われる事業
三 削減計画期間
四 社内推進体制
五 中長期的な温室効果ガス削減目標
六 エネルギー使用の状況
七 先進的対策の計画
八 その他知事が必要と認める事項

3 条例第十三条第三項の変更後の温室効果ガス排出削減計画書は、別記第一号様式により作成し、速やかに提出するものとする。

（温室効果ガス排出削減計画実績報告書の提出）

第七条 条例第十四条の温室効果ガス排出削減計画実績報告書は、別記第二号様式により作成し、削減計画期間の各年度の翌年度の七月末日までに提出するものとする。

（温室効果ガス排出削減計画書等の評価結果の公表の方法）

第七条の二 条例第十五条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を県が開設するインターネットのホームページに掲載して行う。

一 知事が別に定める評価基準に従い、温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の状況等が優れていると知事が認めた温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（温室効果ガス排出削減計画実績報告書にあつては、削減計画期間の最終年度に係るものに限る。）を提出した事業者の氏名（法人にあつては、その名称）
二 その他知事が必要と認める事項

岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画（抜粋）

条例に基づき提出された温室効果ガス排出削減計画書や削減実績報告書等（削減計画書等）は、県において計画内容や温室効果ガス排出量削減状況等の評価・公表を行い、積極的に温室効果ガス排出削減に取り組めるよう優良事業者に対する顕彰制度や優遇施策の創設を検討します。

評価制度の対象

対象事業者

特定事業者（義務提出）

- 1 前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500KL/年以上の事業所を県内に有する事業者
- 2 24時間営業を常態とし、前年度の県内事業所の原油換算エネルギー使用量の合計が1,500KL/年以上の小売業者、サービス事業者
※コンビニ等フランチャイズ事業者の場合は、親業者と加盟業者の県内事業所の合計
- 3 使用の本拠の位置を県内に登録している自動車の台数が前年度の末日において次のいずれかに該当する運輸事業者
※トラック100台以上、バス100台以上、タクシー150台以上
- 4 事業者全体で常時使用する従業員の数が21人以上であって、エネルギー起源CO2以外の温室効果ガスの排出量が当該温室効果ガスの種類ごとにCO2換算で3,000トン/年以上排出する事業場を県内に有する事業者

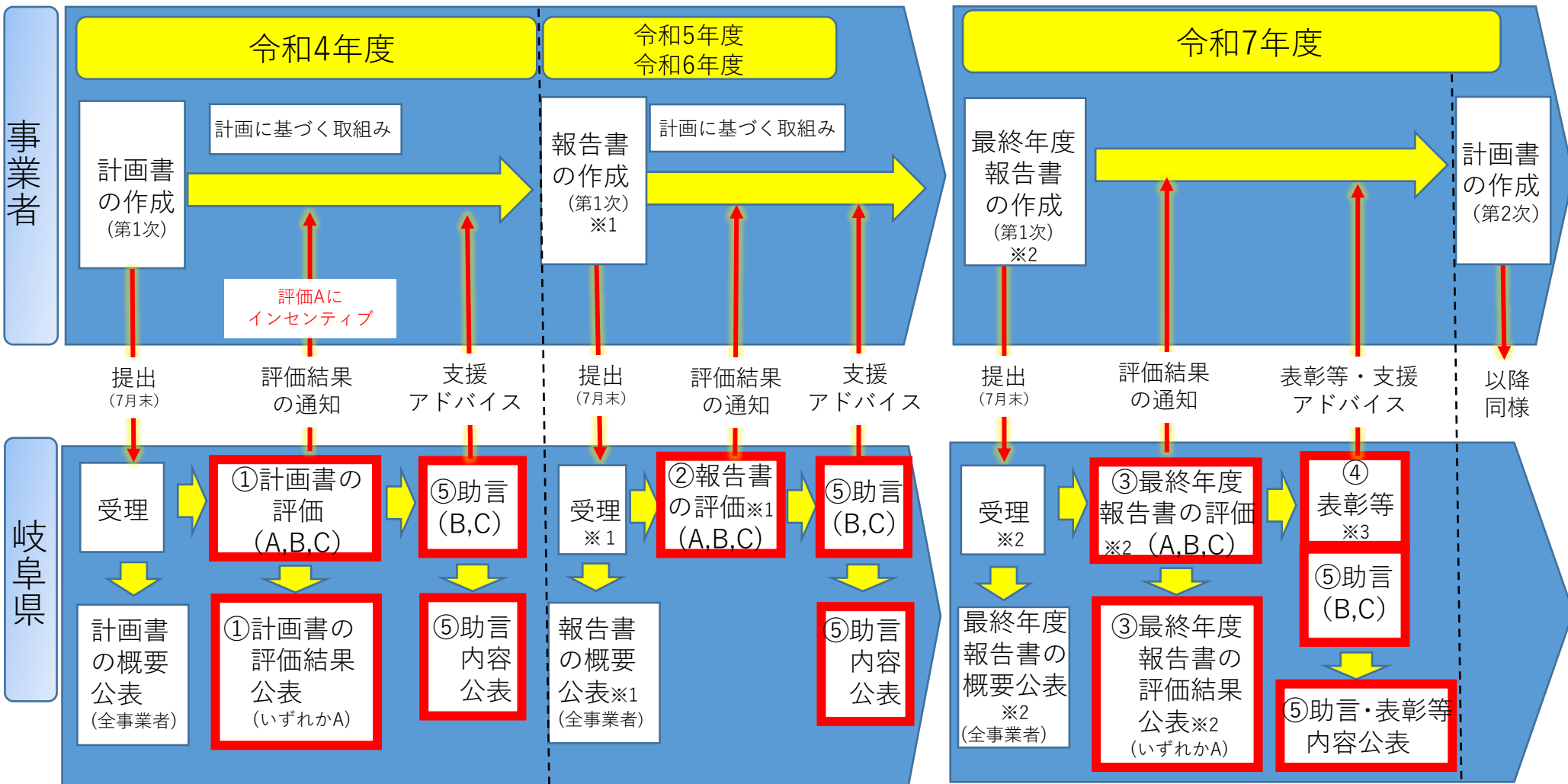
中小排出事業者（努力義務提出）

特定事業者以外の事業者

評価制度の流れ

第1次計画期間（令和4～6年度）

第2次計画期間（令和7～9年度）



※1 削減計画期間の1年目(R4)、2年目(R5)の報告書

※2 削減計画期間の3年目(最終年度(R6))の報告書

評価の概要

- **評価項目：**「温室効果ガス総合排出量の削減率」、「温室効果ガス総合排出原単位の削減率」、「温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置」の3項目
- ・ **温室効果ガス総合排出量：**事業活動に伴う温室効果ガス排出量から、森林吸収量などの補完的手段による削減量を差し引いた後（カーボンオフセット）の数値
 - ・ **温室効果ガス総合排出原単位：**温室効果ガス総合排出量を当該年度の生産数量、建物延床面積等の温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値等で除して得た数値
 - ・ **温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置**（工場・業務部門、運輸部門の2種類があり、該当部門を選択）

評価	評価項目・基準			公表	助言 (※)	通知
	温室効果ガス 総合排出量の削減率	温室効果ガス 総合排出原単位の削減率	温室効果ガスの排出を抑制するた めに実施する措置			
A	4 % 以上	4 % 以上	実施率 90 % 以上	○		○
B	0 % ～ 4 % 未満	0 % ～ 4 % 未満	実施率 50 % ～ 90 % 未満		○	○
C	0 % 未満	0 % 未満	実施率 0 % ～ 50 % 未満		○	○